

親も知っておきたい、高校生・大学生アルバイトを守る法律

本レポート第725号では、厚生労働省のHPで公表されている『働くこと』と『労働法』～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き』についてご紹介した。高校生・大学生を中心に、労働法に関する訪問授業を実際に行っている菅俊治弁護士から、これまでの授業のメニューを再構成したレクチャーを受ける機会があったので、今号では、菅弁護士のご承諾を得て、その一部を紹介したい。

●実例を題材にアクティブラーニング

授業は、設例ごとに課題を与え、グループに分かれて議論をしながら考えを深めていくというアクティブラーニング形式で行われる。ここでは3つの設例を取り上げたい。

〈設例1〉

学生のAさんは引越会社で引越作業のアルバイトをしている。ある日、作業中に転倒して顧客の荷物を壊し、自分も骨折をしてしまった。引越会社は、顧客に対し壊した荷物の弁償をしたが、Aさんの給料から弁償金を差し引いた。

● 考えさせること

- ①給料からの弁償金差し引きを、Aさんは我慢しなくてはならないのか
- ②治療費はAさんが負担しなくてはならないのか

● 講師から伝えるポイント

①について

- ✓ 荷物を壊したことで引越会社と顧客の間に約束違いが起こり、そのために引越会社は損害額を弁償した。
- ✓ 引越会社とAさんとの間には労働契約があり、会社は労働者を用いて利益を得ている立場である。労働者が失敗をするこ

とは当然あり得るので、失敗したからといって損害賠償責任を負わせることはできない(故意・重過失除く)。

- ✓ 労働基準法には賃金全額払の原則があり、違反すると30万円の罰金となる。
- ②について
- ✓ 日本に住む人は全員健康保険等に参加し、費用の3割でケガや病気の治療を受ける。しかし、仕事を原因としたケガや病気には、もっと強力な労働者災害補償保険(労災保険)があり、治療費の自己負担は不要。
- ✓ 労災保険は業種業態に拘わらず、アルバイトだろうとパートだろうと、1人でも労働者を雇ったら強制加入で、保険料は全額使用者の負担。
- ✓ 事故発生時、使用者が労災保険未加入でも労働者は補償を受けられる。

〈設例2〉

Bさんは、期末テスト期間中は勉強に集中するため、平日に×印をつけてシフト希望を会社に提出した。しかし、人手不足を理由に平日夜もBさんのシフトが組まれていた。

● 考えさせること

Bさんは一方的に組まれたシフトに入らなくてはならないのか

● 講師から伝えるポイント

- ✓ 働く日は労働者と使用者の合意で決まる。労働契約の中身が重要。
- ✓ 就労日について「シフトで双方合意した日」となっていれば、就労の義務はない。
- ✓ 約束していないことはやらなくていい。
- ✓ 「時給を〇〇円に上げてくれたら●日だけ増やしてもいい」と

いった交渉もできる。

〈設例3〉

Cさんがアルバイトを辞めることを上司に伝えると、「人手が足りなくなって会社に損害を与える分を賠償してもらおう」と言われた。

● 考えさせること

- ①Cさんは会社を辞めることができないのか
- ②辞めた場合、会社に賠償しなければならないのか
- 講師から伝えるポイント
- ✓ 労働者には職業選択の自由がある。
- ✓ 労働契約に期間の定めがない場合、2週間前に通告する。
- ✓ 労働契約に期間の定めのある場合、期間途中の退職にはやむを得ない事由が必要となる。

●交渉を成功に導く極意

アルバイト先から法外な損害賠償請求をされた学生からの依頼により、弁護士が会社とやり取りをする音声を聞かせ、そこから明らかになった点の解説も行う。

解説の一例を以下に示す。

「会社は学生を統率するための脅しとして表のルールを定めることが多いが、相手次第では必ずしも実行しないという裏ルールが存在する。裏ルールまで到達しなくては問題解決には至らず、誰と交渉するかが重要である。効率よく解決するためには、誰と話をすればよいかという視点を持つ。

交渉にあたっては、当該会社の強みや弱みの分析も不可欠である。たとえば、評判が落ちてアルバイトが集まらず、既存のビジネスモデルが崩れることを恐れるなどである」

人生100年時代は働く期間が長くなる時代でもある。勤務形態に拘わらず、「契約」と「交渉」に対する感性を磨く必要があるようだ。

(クレー 内藤真弓)